

令和3年9月15日

保護者の皆様

岡崎市立東海中学校
校長 今枝 武司

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に伴う取組について

白露の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、東海中学校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

愛知県では、令和3年10月1日からすべての自転車利用者について、乗車用ヘルメットの着用努力義務化及び自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化などの条例が施行されます。つきましては、お子様の安全で適正な自転車利用のため、条例に伴う取組を促進していただきますようお願いいたします。

記

1 対象

学校の登下校時だけでなく、日常生活で自転車を利用するすべての人

2 対応

(1) ヘルメットについて

- ① 自転車通学者は、引き続き、ヘルメットを正しく着用して登下校する。
- ② 日常生活で、道路において自転車を利用するときは、ヘルメットを着用するよう努める。

(2) 自転車損害賠償責任保険について

- ・自転車を利用する可能性がある場合は、必ず加入する。

3 その他

- ① ご家庭で、裏面にあります「愛知県警からのお知らせ」などを利用して、安全指導をお願いします。また、ブレーキ、ペダル、ハンドルなど自転車の基本的な構造や日常点検の方法、不具合がある場合の対処方法、基本的な乗り方等についてもご指導ください。
- ② 詳細は、本校ホームページに掲載する「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和3年3月愛知県制定）」をご参照ください。
※「本校ホームページ」⇒「生徒のみなさんへ」⇒「自転車の安全な利用について」でご確認ください。

(連絡先：岡崎市立東海中学校 教頭 48-2821)